

事 務 連 絡

平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室長

野鳥糞便における低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について（滋賀県）

平成 29 年 3 月 15 日に滋賀県長浜市において採取された野鳥糞便 1 検体から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N9 亜型）が検出されたとの報告がありましたので情報共有します。

なお、今回分離されたウイルスは、遺伝子解析の結果、中国で人へ感染しているウイルスとは遺伝的に異なる水鳥由来のウイルスであると考えられます。参考として厚生労働省の事務連絡を別添のとおり添付します。

また、このことについて、野鳥での対応は特にありません。

別添：厚生労働省事務連絡「野鳥における低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N9 亜型）の検出について（情報提供）」

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担 当：根上、鎌田、高橋

直 通：03-5521-8285

別添

事務連絡

平成 29 年 3 月 31 日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野鳥における低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N9 亜型）
の検出について（情報提供）

今般、別添のとおり、環境省より、滋賀県長浜市において採取された野鳥糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N9 亜型）が検出された旨の事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

なお、今回検出されたウイルスについては、遺伝子解析の結果、2013 年以降に中国において人で感染事例の報告がある家きんで保持されているウイルスとは異なり、野鳥（水鳥）で保持されているウイルスと近縁と考えられます。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられていますが、引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項に係る周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いいたします。

別添：環境省事務連絡「野鳥糞便における低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について（滋賀県）」

「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」
（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou18/dl/081001-01.pdf>